

企業関係者と弁理士の知財研究会

第21回（2022年度-5）・実施報告書

令和5年1月26日

樋口正樹、岡田健太郎、栗田由貴子
藪田豊、後藤仁志、大野玲恵

令和5年1月26日（木）に行われた、企業関係者と弁理士の知財研究会・第21回について、実施報告をいたします。

実施したクラス

当初の予定どおり、午後3時半～5時のクラスと午後5時半～7時のクラスの2クラスを実施した。内容は同じである。

参加人数

担当の神奈川委員を除き、3時半クラス4名、5時半クラス1名。

参加者の内訳

① 3時半クラス

	企業関係者	特許事務所	法律事務所	合計
会場受講	0	1	0	1
オンライン受講	2	1	0	3
合計：	2	2	0	4

・欠席2名

（その他）

・神奈川委員会委員5名

② 5時半クラス

	企業関係者	特許事務所	法律事務所	合計
会場受講	0	0	0	0
オンライン受講	1	0	0	1
合計：	1	0	0	1

・欠席1名

（その他）

・神奈川委員会委員4名

司会進行

藪田豊、栗田由貴子

テーマ

均等論の第5要件（意識的除外）

使用資料

- ・「均等論の第5要件（意識的除外・審査経過禁反言）における出願同時効材への均等論適用と Dedication の法理の採否 —マキサカルシトール事件最判の検討—」（田村 善之）『知的財産法政策学研究』 Vol.52 (2018) 233-248
- ・裁判例：平成 29.3.24 民集 71 卷 3 号 359 頁「ビタミン D およびステロイド誘導体の合成用中間体およびその製造方法」（マキサカルシトール事件最判）

内容

最初に、均等論の5つの要件について簡単に触れ、本日のテーマである第5要件について、苺ジャムの仮想事例をもとにケーススタディを行った。

その後、マキサカルシトール最判の概要を説明し、田村先生の論文で触れられている2つの論点（出願時同効材の取扱い；Dedication の法理）について説明した。

田村先生の論文で挙げられている、特段の事情にあたるとされる例（出願人が公表した論文等）、Dedication の法理に関連して同効材を除外するような「単純ミス」を含んだクレームは均等論で救済されるべきか、について検討した。

基本的には同一の内容であるが、各回において議論の内容の詳細は異なる。

担当者コメント

今回は、3時半クラス、5時半クラスともに、オンライン受講または会場受講にてご参加いただいた。

3時半クラス、5時半クラスともに、非常に活発な議論がなされた。

専門分野も様々であり、企業知財、特許事務所、法律事務所と多様なバックグラウンドを有する方々が議論することにより、多角的な視点で議論を行うことができた。

今後の予定

第22回（2022年度－6）令和5年3月10日(金)予定。テーマは「発明該当性（特許適格性）」。

以上